答申第189号(諮問第247号事案)

答申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件審査請求の対象となった部分開示決定について、別紙1 に掲げる部分については、開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、令和2年9月9日付けで、情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定により、宮城県知事(以下「実施機関」という。)に対し、下記に掲げる行政文書について、開示の請求 (以下「本件開示請求」という。)を行った。
 - (1) 平成28年度宮城県森林審議会第2回森林保全部会,平成30年度宮城県森林審議会第2回森林保全部会において,委員に配布した林地開発許可に関する資料(○○会社,○○会社)及び,事務局説明に関するメモ,詳細な会議録。
 - (2) 上記,林地開発許可を受けた2事業者が許可申請において提出した,事業計画書,資金計画書,開発行為に関係する協定書・承諾書・同意書,開発行為実施計画書,林地開発行為承継届,林地開発行為に係る土地の権利譲渡届。2事業者に対する林地開発許可に関する庁内協議の内容が分かるメモ等,起案書,事業者とのやりとりに関するメモ等。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書(以下「本件行政文書」という。) として、次のものを特定した。
 - (1)○○会社林地開発許可起案
 - (2)○○会社林地開発許可補正指示
 - (3)○○会社林地開発許可利害関係者同意
 - (4)○○会社林地開発許可森林審議会読原稿
 - (5) ○○会社林地開発許可森林審議会議事録
 - (6) ○○会社林地開発許可森林審議会資料
 - (7)○○会社林地開発許可起案
 - (8)○○会社林地開発許可補正指示
 - (9)○○会社林地開発許可利害関係者同意

- (10)○○会社林地開発許可森林審議会議事録
- (11)○○会社林地開発許可森林審議会資料

その上で、実施機関は、一部について開示をしない理由を次のとおり付して部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、令和3年1月28日付けで審査請求人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

本件行政文書には、氏名等、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報、又は特定の個人を識別することはできないが、 公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのある情報が記録されているため。

条例第8条第1項第3号該当

本件行政文書には、法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報が記録されているため。

3 審査請求人は、令和3年2月3日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取り消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

処分の対象とされている行政文書はすべて開示すべきである。一部非開示の理由として示された宮城県情報公開条例の第8条第3号については該当しない。条例の運用、解釈の誤りで、非開示決定処分は取り消すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

条例第8条第1項第3号該当性について

本件行政文書について、一部非開示を行った箇所は、以下の3点である。

- (1) 法人の代表者印の印影
- (2) 申請者の資金計画に係る書類及び実施機関の補正指示のうち、資金計画 に係る箇所
- (3) 申請書を作成した設計コンサルタントの法人名及び事業協力をしている 法人名
- (1) について、法人の代表者印の印影は、代表権の有無がそれにより確認されるという重要な機能を有するものであり、一般的に取引の相手方以外に開示されることが想定されていないものである。このような性質のものが公開された場合、偽造等によって当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められ、条例第8条第1項第3号に該当する。
- (2)について、申請者の資金計画に係る書類及び実施機関の補正指示のうち、 資金計画に係る箇所については、申請者の内部管理情報であり、一般に外部の者 が知り得ない情報である。これらを開示することは、法人の競争上の地位を害し、 法人に著しい不利益を与えると認められ、条例第8条第1項第3号に該当する。
- (3) について、申請書の設計法人及び事業協力をしている法人名は、申請者が自らの営業活動により開拓した商取引相手であるため、その情報は申請者の内部管理情報である。これらを開示することは、法人の競争上の地位を害し、法人に著しい不利益を与えると認められ、条例第8条第1項第3号に該当する。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書については、第2の2のとおりである。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、その非開示情報該当性を検討する。

なお、審査請求人は、第3に記載のとおり、本件処分で非開示とされた情報の うち、条例第8条第1項第3号の理由により非開示とされた部分につき開示を求 めており、審査会としてはその範囲に限って検討を行った。

3 本件処分の妥当性について

条例第8条第1項第3号の該当性について

(1)条例第8条第1項第3号の規定について

条例第8条第1項第3号本文は、「法人その他の団体(国,独立行政法人等,地方公共団体,地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」を非開示事由として規定している。

(2)条例第8条第1項第3号の該当性について

イ 法人の代表者印の印影について

法人の代表者印の印影については、代表権の有無がそれにより確認されるという重要な機能を有するものであり、一般的に取引の相手方のみに開示されることが想定されており、通常第三者へ開示されることは想定されていないものである。このような性質のものが公開された場合、偽造等によって当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。よって、条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ロ 法人の資金計画に関する情報について

法人の資金計画に関する情報については、事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、これらの情報が公開されると、一般には公にされていない当該法人の内部管理情報などが明らかとなり、事業活動に支障が生じる等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められることから、条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ハ 法人の取引先に関する情報について

法人の取引先に関する情報については、これらの情報が公開されると、 同業者の営業活動によって顧客が奪われたり、個別の取引情報から内部事 情が推測されるなど、当該法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわ れると認められることから、条例第8条第1項第3号に該当するとして非 開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別紙1に掲げる部分については、本件行政文書中で既に開示されていること、また、宮城県森林審議会森林保全部会の公開部分で発言している内容であることから、開示すべきである。

4 結論

以上のとおり、本件処分のうち、実施機関が非開示と判断した情報について、 当審査会は、別紙1に掲げる部分は、開示すべきであると判断した。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙1

| 本件行政文書 | ページ | 開示すべき部分 | |
|--------|-----|-----------------------|--|
| (1) | 12 | 「4 資金計画書」欄中 1行目の全て | |
| (4) | 6 | 9行目の全て | |

- 1 本件行政文書欄に掲げる番号は、第2の2に掲げる番号と同一のものである。
- 2 ページ数とは、第2の2に掲げる本件行政文書ごとに1枚目から順次ページを振ったものである。
- 3 ○行目とは、文字が記載されている行を一番上から1行目として、順次数え上げ たものである。

別紙2

審査会の処理経過

| 年 月 | 日 | | 処 理 内 容 |
|------------------|--------------|------------|------------------|
| 令和 3. | 3. 4 | \bigcirc | 諮問を受けた。(諮問第247号) |
| 令和 4. (第422回 | 1.27 | \circ | 事案の審議を行った。 |
| 令和 4. (第423回 | 2.24 | \circ | 事案の審議を行った。 |
| 令和 4. (第424回 | 3.24 | \circ | 事案の審議を行った。 |
| 令和 4. (第425回 | 4.26 審査会) | \bigcirc | 事案の審議を行った。 |
| 令和 4. (第426回 | 5.26 審査会) | \circ | 事案の審議を行った。 |
| 令和 4. (第428回 | 7.26 審査会) | 0 | 事案の審議を行った。 |
| 令和 4. (第430回 | 9.27 | 0 | 事案の審議を行った。 |
| 令和 4.1 (第431回 | | 0 | 事案の審議を行った。 |
| 令和 4.1 (第432回 | 1.30 審査会) | 0 | 事案の審議を行った。 |
| 令和 4.1 (第433回 | 2.20 | 0 | 事案の審議を行った。 |

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿 (五十音順)

(令和4年9月30日まで)

| 氏 名 | 区 分 | 備考 |
|---------|---|---------|
| 青木ユカリ | 特定非営利活動法人 せんだい・みやぎNPOセンター 常務理事兼事務局長 | |
| 板明果 | 東北学院大学経済学部経済学科准 教授 | 会長職務代理者 |
| 滝澤紗矢子 | 東京大学大学院法学政治学研究科 教授 | |
| 千 葉 達 朗 | 弁護士 | |
| 松尾大 | 弁護士 | 会長 |

(令和5年2月17日現在)

| E | £ | 名 | | 区 分 | 備 考 |
|---|---|---|---|--------------------------|---------|
| 飯 | 島 | 淳 | 子 | 東北大学大学院法学研究科教授 | |
| 板 | | 明 | 果 | 東北学院大学経済学部経済学科准 教授 | 会長職務代理者 |
| 三 | 瓶 | | 淳 | 弁護士 | |
| 高 | 橋 | 由 | 佳 | 一般社団法人イシノマキ ・ファーム代表理事 | |
| 千 | 葉 | 達 | 朗 | 弁護士 | 会長 |